入 札 公 告

制限付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の６及び野洲市契約規則（平成 16 年野洲市規則第 55 号）第６条の規定により、次のとおり公告する。

令和３年３月 10 日

市　立　野　洲　病　院
病院長　　福山　　秀直

１　入札に付する事項

（１）電力調達名称 市立野洲病院及び旧中主ふれあいセンター電力調達

（２）電力調達場所 野洲市小篠原1094番地（市立野洲病院）
野洲市吉地1127番地　（旧中主ふれあいセンター）

（３）電力調達業務概要 市立野洲病院及び旧中主ふれあいセンターで使用する電力の供給

（４）予定使用電力量 令和３年７月１日０時から令和４年６月30日24時までの使用見込み別表１のとおり

（５）予定力率 100%（平均）

（６）電力供給期間　令和３年７月１日０時から令和４年６月30日24時まで

２　入札参加資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たした者で、一般競争入札参加資格審査においてその資格があると認められた者とする。

（１）地方自治法施行令第 167 条の４の規定に該当しない者であること。

（２）申請書の提出期間の最終日から入札の日までの期間に、野洲市物品供給、役務提供に係る指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

（３）客観的に明らかに経営不振に陥ったと認められる次のアからオの要件に該当する者でないこと。

ア 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者

イ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者

ウ 破産法(平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者

エ 会社法(平成17年法律第86号) に基づく特別清算開始の申立てがなされている者

オ 銀行取引停止処分がなされている者

(4) 電気事業法 (昭和 39 年法律第 170 号) 第2条の2の小売電気事業の登録を受けている者であること。

(5)入札に参加しようとする調達施設に要する予定使用電力量の供給に十分な電源を確保している者であること。

(6) 公告日において、官公庁が発注した電力供給業務を 12 カ月以上継続して履行した、又は履行する予定 (契約済み) の者であること。

(7) 調達物件を所定の場所に納品することができる者であること。また、事故発生時緊急対応が必要な場合に対応可能な体制が整備されていること。

(8) 野洲市暴力団排除条例第6条より、次のアからカの要件に該当するものでないこと。

ア 役員等 (競争入札に参加しようとする者が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員をいい、当該競争入札に参加しようとする者から市との取引上の一切の権限を委任された代理人を含む。以下、「役員等」という。) が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第 77 号) 第2条第6号に規定する暴力団員 (以下、「暴力団員」という。) であると認められる者

イ 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下、「暴力団」という。) または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしたと認められる者

エ 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的または積極的に暴力団の維持または運営に協力し、または関与していると認められる者

オ 役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

カ 上記アからオまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

3 一般競争入札参加資格審査の手続

(1) 提出書類

入札に参加しようとする者は次に掲げる書類を提出し、審査を受けなければならない。

また、申請期限までに申請書類を提出できない者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加できないものとする。

ア 一般競争入札参加資格審査申請書 (様式1)

イ 業務履行実績調書 (様式2)

ウ　小売電気事業登録が確認できる書類

エ　使用印鑑届（様式３）

オ　委任状（様式４）※本社から受任する場合

カ　商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）申請日において発行後３カ月以内のもの（写し可）

キ　都道府県税納税証明書（未納がないことの証明書）申請日において発行後３カ月以内のもの（写し可）※本社から受任する場合は、受任地の証明書とする。

ク　国税（法人税、消費税及び地方消費税）につき未納がないことの証明書（その３の３）。申請日において発行後３カ月以内のもの（写し可）

ケ　印鑑証明書　申請日において発行後３カ月以内のもの（写し可）

コ　誓約書（野洲市暴力団排除条例関連、代表者印（実印）を押印）

サ　会社役員名簿（野洲市暴力団排除条例関連）

※令和２年度野洲市物品供給・役務提供業者一覧に登載されている者又は野洲市役所他 26 施設電力調達（令和２年度 10 月２日公告）において一般競争入札参加資格の確認を受けた者は、上記エからサまでの書類の提出を省略することができる。

（２）一般競争入札参加資格審査申請書及び添付書類の提出期間及び提出場所

ア　提出期間：令和３年３月 10 日（水）から令和３年３月 23 日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前９時から午後５時まで。ただし、正午から午後１時までを除く。郵送の場合は、令和３年３月 23 日（火）午後５時必着とする。）

イ　提出方法：持参又は郵送とする。なお、郵送の場合は封筒に「一般競争入札参加資格審査申請書在中」と朱書きし、一般書留郵便、簡易書留郵便、特定記録郵便で郵送すること。

ウ　提出場所：〒520-2331 滋賀県野洲市小篠原 1094 番地
市立野洲病院　企画管理課（市立野洲病院　２階）
電話 077-587-5559(直通)

4　仕様書、入札説明書の配布の場所及び日時

３（２）ウに定める場所及び３（２）アに定める日時のとおりとする。

5　契約条項を示す場所及び日時

３（２）ウに定める場所及び３（２）アに定める日時のとおりとする。

6　入札参加資格の確認

３に定める入札参加の申請を行った者が、２に定める入札参加に必要な資格を有するかどうかを審査し、当該審査の結果を令和３年３月 30 日（火）に一般競争入札参加資格

確認通知書により当該申請を行った者に郵送により通知する。

7　入札の日時及び場所

ア　日 時：令和３年４月 20 日（火）　午前 11 時 00 分

イ　場 所：野洲市小篠原 2100 番地１

野洲市役所　本館２階　庁議室

8　入札の方法

入札は、６の規定により２に定める入札参加に必要な資格を有する者として一般競争入札参加資格確認通知書により通知を受けた者が入札書を持参し投かんすることにより行うこととする。（詳細については入札説明書参照のこと。）

9　落札者の決定方法

ア　野洲市契約規則（平成 16 年野洲市規則第 55 号）第 11 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

イ　落札者となるべき同価格の入札をした者が２者以上である場合はくじによって落札者を決定することとし、この場合において、落札者となるべき同価格の入札をした者はくじを引くことを辞退することができないものとする。

10　入札の無効

２に定める入札参加に必要な資格のない者が行った入札及び申請書類に虚偽の記載をした者が行った入札並びに入札説明書に示す入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合にはその落札決定を取り消す。

なお、市立野洲病院院長により競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時において２に定める入札参加に必要な資格のない者がした入札は、無効とする。

11　入札保証金及び契約保証金

（１）入札保証金

免除する。

（２）契約保証金

免除する。

12　入札の中止等及びこれによる損害に関する事項

天災その他やむを得ない理由により、入札の執行を行うことができないときは、これ

を中止又は延期することができる。

また、入札者の談合情報があったときは、中止又は延期することができる。

これらの場合における損害は、入札者の負担とする。

13　その他

（1）この入札による契約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の３に規定する長期継続契約とし、契約を締結した翌年度において、当該契約に係る本市の歳出予算の減額又は削除があったときは、当該契約を変更し、又は解除することがある。

（2）入札参加資格のある者で入札を辞退する者は、入札の期間前においては辞退届を提出すること。

（3）入札者は、入札後、入札説明書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできないものとする。

（4）関連情報を入手するための照会窓口

３（２）ウに同じ

（5）詳細は入札説明書による。

予定使用電力量（市立野洲病院）

別表1

使用予定月	契約電力（kw）	予定使用電力量（kwh）
令和3年7月	462	206,315
令和3年8月	462	221,165
令和3年9月	462	197,201
令和3年10月	462	167,674
令和3年11月	462	157,691
令和3年12月	462	175,742
令和4年1月	462	180,316
令和4年2月	462	160,257
令和4年3月	462	165,774
令和4年4月	462	145,683
令和4年5月	462	152,832
令和4年6月	462	193,349

予定使用電力量（旧中主ふれあいセンター）

使用予定月	契約電力（kw）	予定使用電力量（kwh）
令和3年7月	56	6,877
令和3年8月	56	9,275
令和3年9月	56	10,411
令和3年10月	56	6,675
令和3年11月	56	8,694
令和3年12月	56	10,299
令和4年1月	56	11,709
令和4年2月	56	12,542
令和4年3月	56	8,696
令和4年4月	56	8,100
令和4年5月	56	6,163
令和4年6月	56	6,823

※なお、旧中主ふれあいセンターについては、当院施設（全体の3分の1占有）のほか民間事業所（全体の3分の2占有）が営業しておりましたが令和3年2月末を以て民間事業所が退去しました。当院施設のみの使用量が不明のため現実績で入札を行いますが使用量減少を考慮願います。

入札説明書

野洲市の「市立野洲病院及び旧中主ふれあいセンター電力調達」に係る入札公告(物品供給)に基づく制限付一般競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

１．公告日 令和３年３月 10 日（水）

２．契約担当者等

市立野洲病院　病院長　福山　秀直

〒520-2331　滋賀県野洲市小篠原 1094 番地

３．入札に付する事項

（１）電力調達名称 市立野洲病院及び旧中主ふれあいセンター電力調達

（２）電力調達場所 野洲市小篠原1094番地（市立野洲病院）

野洲市吉地1127番地　（旧中主ふれあいセンター）

（３）電力調達業務概要 市立野洲病院及び旧中主ふれあいセンターで使用する電力の供給。

（４）予定使用電力量 令和３年７月１日０時から令和４年６月30日24時までの使用見込み別表１のとおり

（５）予定力率 100％（平均）

（６）電力供給期間　令和３年７月１日０時から令和４年６月30日24時まで

なお、令和３年度において、本件に係る予算が減額、または削除された場合は、本契約を変更または解除できるものとする。

４　入札参加資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たした者で、一般競争入札参加資格審査においてその資格があると認められた者とする。

（１）地方自治法施行令第 167 条の４の規定に該当しない者であること。

（２）申請書の提出期間の最終日から入札の日までの期間に、野洲市物品供給、役務提供に係る指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

（３）客観的に明らかに経営不振に陥ったと認められる次のアからオの要件に該当する者でないこと。

ア 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者

イ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者

ウ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者
エ 会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがなされている者
オ 銀行取引停止処分がなされている者

（４）電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第２条の２の小売電気事業の登録を受けている者であること。

（５）入札に参加しようとする調達施設に要する予定使用電力量の供給に十分な電源を確保している者であること。

（６）公告日において、官公庁が発注した電力供給業務を 12 カ月以上継続して履行した、又は履行する予定（契約済み）の者であること。

（７）調達物件を所定の場所に納品することができる者であること。また、事故発生時緊急対応が必要な場合に対応可能な体制が整備されていること。

（８）野洲市暴力団排除条例第６条より、次のアからカの要件に該当するものでないこと。

ア 役員等（競争入札に参加しようとする者が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員をいい、当該競争入札に参加しようとする者から市との取引上の一切の権限を委任された代理人を含む。以下、「役員等」という。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）であると認められる者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下、「暴力団」という。）または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしたと認められる者

エ 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的または積極的に暴力団の維持または運営に協力し、または関与していると認められる者

オ 役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

カ 上記アからオまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

５　一般競争入札参加資格審査の手続

（１）提出書類

入札に参加しようとする者は次に掲げる書類を提出し、審査を受けなければならない。

また、申請期限までに申請書類を提出できない者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加できないものとする。

ア　一般競争入札参加資格審査申請書（様式１）

イ　業務履行実績調書（様式２）
ウ　小売電気事業登録が確認できる書類
エ　使用印鑑届（様式３）
オ　委任状（様式４）※本社から受任する場合
カ　商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）申請日において発行後３カ月以内のもの（写し可）
キ　都道府県税納税証明書（未納がないことの証明書）申請日において発行後３カ月以内のもの（写し可）※本社から受任する場合は、受任地の証明書とする。
ク　国税（法人税、消費税及び地方消費税）につき未納がないことの証明書（その３の３）。申請日において発行後３カ月以内のもの（写し可）
ケ　印鑑証明書　申請日において発行後３カ月以内のもの（写し可）
コ　誓約書（野洲市暴力団排除条例関連、代表者印（実印）を押印）
サ　会社役員名簿（野洲市暴力団排除条例関連）
※令和２年度野洲市物品供給・役務提供業者一覧に登載されている者又は、野洲市役所他 26 施設電力調達（令和２年度 10 月２日公告）において一般競争入札参加資格の確認を受けた者は、上記エからサまでの書類の提出を省略することができる。

（２）一般競争入札参加資格審査申請書及び添付書類の提出期間及び提出場所
ア　提出期間：令和３年３月 10 日（水）から令和３年３月 23 日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前９時から午後５時まで。ただし、正午から午後１時までを除く。郵送の場合は、令和３年３月 23 日（火）午後５時必着とする。）
イ　提出方法：持参又は郵送とする。なお、郵送の場合は封筒に「一般競争入札参加資格審査申請書在中」と朱書きし、一般書留郵便、簡易書留郵便、特定記録郵便で郵送すること。
ウ　提出場所：〒520-2331 滋賀県野洲市小篠原 1094 番地
市立野洲病院　企画管理課（市立野洲病院２階）
電話 077-587-5559(直通)

（３）一般競争入札参加資格審査結果通知
入札参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は書面で令和３年３月 30 日(火)に郵送により通知する。

（４）一般競争入札参加資格審査結果の取り消し
市立野洲病院院長は、入札参加資格があると認めた者が、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、５（３)による通知を取り消し、改めてその旨を通知するものとする。
ア　入札参加資格があると認めた者が、入札日時までに４に規定する入札参加者の資格を喪失したとき

イ　アに掲げるもののほか、本件入札に参加する者に必要な資格を欠くこととなったとき

ウ　その他市立野洲病院院長代行が特に入札に参加させることが不適当であると認めたとき

６　入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

（１）　入札参加資格がないと認められた者は、市立野洲病院院長に対して入札参加資格がないと認めた理由について、次に従い、書面(様式は任意)により説明を求めることができる。

ア　提出期限：令和３年４月５日(月)午後５時 00 分

イ　提出方法：直接持参すること。その他の方法は認めない。

ウ　提 出 先：上記５（２）ウに同じ。

（２）　市立野洲病院院長は、説明を求められたときは、令和３年４月 12 日（月)までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

７　現場説明会

現場説明会は行わないものとする。

８　質問及び回答

（１）仕様書等に対する質問がある場合は、次に定めるところにより受け付けるものとする。

ア　受付期間：　令和３年３月 10 日（水）から３月 30 日（火）午後５時まで

イ　提出方法：　質問の内容を簡潔にまとめ、質問書（様式８）により電子メールで提出すること。また、必ず着信したことを確認すること。

ウ　提 出 先：　市立野洲病院　企画管理課（市立野洲病院２階）
電子メール tnishida@yasu-hp.jp

（２）回答については、令和３年４月６日（火）野洲市ホームページおよび市立野洲病院ホームページで公表する。

９　入札保証金及び契約保証金

（１）入札保証金

免除する。

（２）契約保証金

免除する。

10　入札に係る事項

（１）入札日時等

ア　日 時：令和３年４月 20 日（火）　午前 11 時 00 分

イ　場 所：野洲市小篠原 2100 番地１

野洲市役所　本館　庁議室

（２）入札方法等

ア　市立野洲病院院長の入札参加資格があることが確認された旨の一般競争入札参加資格確認通知書の写しを提出すること。

イ　入札書は、直接持参すること。郵送又は電送(ファクシミリ)による入札は認めない。また、入札者又はその代理人は開札に立ち会わなければならない。

ウ　代理人をして入札させる場合は、委任状（様式７）を提出すること。
なお、この場合、入札書の氏名及び押印は代理人となる。

エ　契約の締結は、単価契約（税込み）により行うので、入札に当たっては、基本料金、月別の電力量料金などの契約単価を設定することを条件とする。

オ　入札者固有の割引制度を適用することができる場合は、必ず適用すること。

カ　入札金額は、消費税及び地方消費税額を加算した単価で積算した予定総額（税込み）から割引がある場合は割引額を差し引いた金額を入札書に記載すること。
落札の決定は、上記（エ）による単価に基づいて算定された、契約期間（１年間分）に係る電気料金（基本料金と電力量料金の合計）の予定総額から割引がある場合は割引額を差し引いた金額の比較によって行う。
なお、この額には電力の供給に必要な一切の諸費用を含めることとする。
(燃料調整費、再生可能エネルギー発電促進賦課金は別とする。)

キ　契約単価は、落札者の入札金額（入札書積算内訳書に記載された単価）とする。

ク　入札者は、入札書に記載した金額の積算内訳書を入札書に添えて提出すること。
積算内訳は、入札書積算内訳書（様式６）に記入のこと。ただし、当様式に積算の内訳を記載できない場合は、当様式をもとに任意様式で作成すること。

ケ　予定価格に達しない場合は、再度入札の２回と合わせ３回までとする。

コ　入札件名を記載した封筒は省略する。

サ　この入札の公告に定める入札手続、入札に関する条件等を十分承知の上入札すること。

11　落札者の決定方法

（１）野洲市契約規則（平成 16 年野洲市規則第 55 号）第 11 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

（２）落札者となるべき同価格の入札をした者が２者以上である場合はくじによって落

札者を決定することとし、この場合において、落札者となるべき同価格の入札をした者はくじを引くことを辞退することができないものとする。

12　入札の無効

（１）入札者又はその代理人が当該入札において２通以上した入札

（２）この入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は２者以上の入札者の代理をした者の入札

（３）　入札参加資格のない者のした入札。

（４）　委任状を提出しない代理人のした入札。

（５）　入札金額を加除訂正した入札。

（６）　入札書記載の金額、氏名、押印（委任状を提出した場合の代理人印含む）その他入札要件の記載が確認できない入札。

（７）　談合その他不正な行為があったと認められる入札。

（８）　その他申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札並びにその他入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、野洲市長により入札参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時において上記２に掲げる資格のない者は、入札参加資格のない者に該当する。

13　入札の中止等及びこれによる損害に関する事項

天災その他やむを得ない理由により、入札の執行を行うことができないときは、これを中止する。

また、入札者の連合の疑い、不正不穏行動等により入札を公正に執行できないと認められるとき、又は競争の実益がないと認められるときは、入札を取り消すことがある。

これらの場合における損害は、入札者の負担とする。

14　その他注意事項

（１）この入札による契約は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第 234 条の３に規定する長期継続契約とし、契約を締結した翌年度において、当該契約に係る本市の歳出予算の減額又は削除があったときは、当該契約を変更し、又は解除することがある。

（２）入札参加資格のある者で入札を辞退する者は、入札の期間前においては辞退届を提出すること。

（３）入札者は、入札後、入札説明書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできないものとする。

15　支払条件

月払とする。

16　契約

（１）　契約条項は、契約書（案）によるものとする。

（２）　契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

市立野洲病院電力調達 仕様書

本仕様書は、市立野洲病院及び旧中主ふれあいセンターで使用する電力の供給について定めたものである。

１． 需給対象

（１）需要場所　　野洲市小篠原 1094 番地　市立野洲病院

　　野洲市吉地 1127 番地　　旧中主ふれあいセンター

（２）業種及び用途　病院

２．需要設備の概要

（１）電気方式 交流３線３相式

（２）標準電圧 ６，６００Ｖ

（３）計量電圧 ６，６００Ｖ

（４）標準周波数 ６０Hz

（５）受電方式 各施設１回線受電

（６）常用自家発電設備 なし

（７）アンシラリーサービス料金対象容量 ０ｋＷ

３．予定契約電力、予定使用電力

（１）予定契約電力（常時電力） 別表１のとおり

（契約上使用できる電気の最大電力をいう。）

※ただし、実際の取引における各月の契約電力は、その１月最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。

（２）予定使用電力量

（令和３年７月１日から令和４年６月３０日までの使用量の見込み）

別表１のとおり

（３）予定力率

（ア）１００％（平均）

（各月の力率は実測値によるものとする）

４．予定供給期間

令和３年７月１日０時から令和４年６月 30 日 24 時までとする。

５．需給地点

各施設の構内引込第１柱上のＰＡＳ電源側接続点

６．電気工作物の財産分界点

需給地点と同じとする。 ただし、取引用計量装置は一般送配電事業者の所有とする。

７．保安責任分界点

需給地点と同じとする。

８．供給の方法

市立野洲病院等で使用する電気の需要に応じて、全量供給するものとする。

９．検針日及び計量

検針日は、市立野洲病院と供給者が協議により定める基準日とし、基準日に行うことができない場合は、翌日以降に行うものとする。計量は、計量器により記録された値によるものとする。

10．料金体系

（１）電気料金は、基本料金と電力量料金（夏期と夏期以外）に基づく２部料金制とする。また、特約割引などを各社ごとに設定できるものとする。

（２）契約期間中に地域の一般送配電事業者が料金の値上げや値下げを行った場合、供給者は市立野洲病院との協議に応じることとする。

11．力率

力率は、その月の毎日８時から 22 時までの時間における平均力率とする。

単位はパーセントとし、小数点以下第１位を四捨五入する。（瞬間力率が進み力率になる場合には、 その瞬間力率は 100 パーセントとする。）平均力率の算定式は次のとおり。

平均力率(%)＝[有効電力量／$\sqrt{}$｛(有効電力量)^2＋(無効電力量)^2｝]×100

12．再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づくものとする。

13．燃料調整費

燃料調整額は、当該地域を所管する一般事業者が採用する電気供給条件（入札時点のもの）により算出するものとする。

14．支払方法

（１）電力供給会社は、代金の算定後速やかにその代金の請求を毎月行うこととする。

ただし、請求書は施設ごとに料金が分かるように作成し、請求書を送付するものとする。

（２）市立野洲病院は適正な請求書受理の日から 30 日以内で、市立野洲病院及び電力供給会社が協議の上定める支払期限までに支払うものとする。

15．電気料金の計算方法

（１）１月（前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間）ごとに算定する。

（２）電気料金は、次の（ア）から（エ）に掲げる料金を合算した額とする。

ただし、供給者固有の割引制度がある場合は、上記の合算した額から割引額を差し引いた額とする。

（ア）基本料金

契約電力、基本料金単価及び力率を用いて以下の算式により算出する。

・基本料金＝契約電力×基本料金契約単価×（１．８５－力率／１００）

（イ）電力量料金

使用電力量及び電力量料金単価を用いて以下の算式により算出する。

・電力量料金＝使用電力量×電力量料金契約単価

（ウ）燃料費調整額

燃料費調整額は、当該地域を所轄する一般送配電事業者が採用する燃料費調整単価を用いて以下の算式により算出する。

・燃料費調整額＝使用電力量×（±燃料費調整単価）

（エ）再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、当該地域を所轄する一般送配電事業者が定める電気供給条件による。

（３）料金等を計算する場合の単位及びその端数処理

電気料金の算定に係る端数調整は次のとおりとする。

（ア） 契約電力及び最大需要電力の単位は１キロワット（ｋＷ）とし、その端数は、小数点以下第１位を四捨五入する。

（イ）使用電力量の単位は、１キロワット時（ｋＷｈ）とし、その端数は、小数点以下第１位を四捨五入する。

（ウ）料金その他の計算における合計金額の単位は１円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。従って、各月の基本料金、電力量料金の合計金額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額とする。ただし、計算途中の小計等には１円未満の端数を含むことができ

る。

（エ）消費税額及び地方消費税の単位は１円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。

（４）電気料金は、施設ごとに算出し、小数点以下を切り捨て、各施設分を合算する。

16. 条件付解除

本電力調達については、令和３年度予算の成立を前提に行うものであり、令和３年度予算が成立しなかった場合、又は当該契約に係る歳出予算の減額又は削減があった場合は、当該契約の解除又は変更をすることがある。この場合、本入札等に要した全ての費用について市立野洲病院に請求することができず、本入札参加者の負担となるので注意すること。

17. その他

（１）供給実施に際しての条件等詳細については、受注者が定める規程等があるときは規程等によるものとする。ただし、規程等がないとき又は疑義が生じたときは発注者及び受注者が協議の上、定めるものとする。

（２）入札契約期間中における予定使用電力量を契約年間電力量とし、年間の実績使用量が契約年間使用量に対し、一定の水準に達しない場合でも料金の追加請求を行わないこと。

（３）令和３年７月１日から市立野洲病院等の需要場所へ電力供給ができるよう、一般送配電事業者への接続供給申込み等一切の事務処理を行うこと。

市立野洲病院及び旧中主ふれあいセンター電力供給契約書（案）

市立野洲病院　病院長　福山　秀直（以下「発注者」という。）と○○○（以下「受注者」という。）とは、市立野洲病院及び旧中主ふれあいセンター（以下「市立野洲病院等」という。）の電力供給について、次のとおり契約を締結する。

（契約の目的）

第１条　受注者は、市立野洲病院等電力調達仕様書（以下「別紙仕様書」という。）及びこの契約の条項に基づき、市立野洲病院等で使用する電力を供給し、発注者は、受注者にその対価を支払うものとする。

（電気方式等）

第２条　受電電気方式、受電電圧、計量電圧及び標準周波数は、別紙仕様書に定めるとおりとする。

（契約電力等）

第３条　契約電力（契約上使用できる最大電力をいう。以下同じ。）及び使用予定電力量は、次のとおりとする。

一 常用契約電力　　その月の最大需要電力と前１１ケ月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とする。

二 予定使用電力量　　別紙仕様書に定めるとおり

２　使用電力量はあくまでも予定量であり、これを上回り、又は下回ることがある。

３　この契約の締結後、契約電力の変更が必要になったときは、発注者及び受注者は、協議の上、変更することができる。

（権利義務の譲渡の禁止）

第４条　受注者は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、発注者の承諾を受けた場合は、この限りでない。

（守秘義務）

第５条　発注者及び受注者は、相手方の了解を得た場合を除き、この契約の履行に当たって知り得た相手方の秘密を他人に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。第 10 条に規定する契約期間（以下「契約期間」という。）終了後又はこの契約の解除後においても、同様とする。ただし、法律、条例等により開示が義務付けられている場合で、所定の手続により開示するときは、この限りでない。

（契約金額）

第６条　契約金額は、次に掲げる各金額（消費税及び地方消費税額を含む。）とする。

（１） 基本料金単価（常時電力）金●●円（１kW、１月当たり）

（2） 電力量料金単価（夏季７月から９月まで）金●●円（１kWh 当たり）
（3） 電力量料金単価（夏季以外）金●●円（１kWh 当たり）

（消費税法の改正に基づく改定）
第７条　消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の改正による消費税率の変更があった場合における契約金額は、新たな消費税法による消費税率に基づいて算出するものとする。

（燃料費調整）
第８条　電気料金の算定に当たっては、需要場所を電力供給区域に含む一般送配電事業者の適用する燃料費調整単価による調整を行うものとする。

（再生可能エネルギー固定価格買取制度に基づく賦課金）
第９条　電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）に基づく賦課金は、当該地域を管轄する一般送配電事業者が定める特定規模需要の標準供給条件によるものとする。

（契約期間）
第 10 条　契約期間は、令和３年７月１日０時から令和４年６月 30 日 24 時までとする。

（契約保証金）
第 11 条　受注者は、野洲市契約規則（平成 16 年 10 月１日野洲市規則第 55 号）第 33 条 11 号の規定により、契約保証金の全部を免除するものとする。

（供給の方法）
第 12 条　野洲市役所等で使用する電力を需要に応じて全量供給するものとする。

（電気の安定供給）
第 13 条　受注者は、発注者に対する電力の安定供給に努めなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、受注者は、電力の供給を中止し、又は発注者に対し電力の使用を制限し、若しくは中止の申出をすることができる。
（1） 電力の需給上やむを得ない場合
（2） 受注者の電気工作物に故障が生じ、又は故障が生じるおそれがある場合
（3） 受注者の電気工作物の修繕、変更その他の工事上やむを得ない場合
（4） 非常変災の場合
（5） その他保安上必要がある場合
２　一般送配電事業者の送電線を使用して電気託送により供給している場合は、前項各号の規定に関し当該一般送配電事業者との接続供給契約による安定供給を図らなければならない。ただし、当該一般送配電事業者の都合で電気の供給中止又は制限が生じる場合は、この限りでない。

３　第１項の規定による電力の供給中止又は制限を行おうとするときは、受注者は、発注者に対し事前に連絡し、了解を得るものとする。ただし、緊急時等やむを得ない場合は、この限りでない。

（計量及び検査）

第 14 条　毎月の電力量の検針日は発注者及び受注者が協議して定めるものとし、受注者は、検針日に電力量計に記録された値により計量し、その結果について、発注者に通知しなければならない。

（電気料金の計算）

第 15 条　毎月の電気料金の計算方法は、次のとおりとする。

（１）１月（前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間）毎に算定する。

（２）電気料金は、次の（ア）から（オ）に掲げる料金を合算した額とする。

（ア）基本料金

契約電力、基本料金単価及び力率を用いて以下の算式により算出する。

・基本料金＝契約電力×基本料金契約単価×（１．８５－力率／１００）

（イ）電力量料金

使用電力量及び電力量料金単価を用いて以下の算式により算出する。

・電力量料金＝使用電力量×電力量料金契約単価

（ウ）燃料費調整額

燃料費調整額は、当該地域を所轄する一般送配電事業者が採用する燃料費調整単価を用いて以下の算式により算出する。

・燃料費調整額＝使用電力量×（±燃料費調整単価）

（エ）再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、当該地域を所轄する一般送配電事業者が定める特定規模需要電気供給条件による。

（オ）特約割引額の算定は乙の定める特約料金表もしくは特約契約によるものとする。

（３）料金等を計算する場合の単位及びその端数処理

電気料金の算定に係る端数調整は次のとおりとする。

（ア）　契約電力及び最大需用電力の単位は１キロワット（ｋＷ）とし、その端数は、小数点以下第１位を四捨五入する。

（イ）使用電力量の単位は、１キロワット時（ｋＷｈ）とし、その端数は、小数点以下第１位を四捨五入する。

（ウ）料金その他の計算における合計金額の単位は１円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。従って、各月の基本料金、電力量料金の合計金額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額とする。ただし、計算途中の小計等には１円未満の端数を含むことができる。

（エ）消費税額及び地方消費税額の単位は１円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。

（４）電気料金は、施設毎に算出し、小数点以下を切捨て、全施設分を合算する。

（力率）

第 16 条　力率は、その１月のうち毎日８時から 22 時までの時間における平均力率とし、単位はパーセント（%）とし、小数点以下第１位を四捨五入する。ただし、瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100%とする。

２　平均力率の算定式は、次のとおりとする。

平均力率(%)＝[有効電力量／$\sqrt{}$｛(有効電力量)^2＋(無効電力量)^2｝]×100

（支払方法）

第 17 条　受注者は、代金の算定後速やかにその代金の請求を毎月行うこととする。

２　発注者は適正な請求書受理の日から 30 日以内で、発注者及び受注者が協議の上定める支払期限までに支払うものとする。

（契約の解除）

第 18 条　発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その理由を受注者に通知することによりこの契約を解除することができる。

（１）　受注者がその債務の履行を拒否し、または受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

（２）　発注者がこの契約について不正の事実を知ったとき。

（３）　受注者が故意又は重大な過失により発注者に損害を与えたとき。

２　次に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第１号に該当する場合とみなす。

（１）　受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人

（２）受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人

（３）受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

３　受注者は、第１項の規定により契約が解除されたときは、発注者にその損失の補償を請求することはできない。

４　受注者は、第１項の規定により契約が解除された場合においては、総契約金額（契約金額に発注予定量を乗じて得た額をいう。以下同じ。）の 100 分の 10 に相当する額（契約の一部の履行があったときは､総契約金額から履行部分に対する支払相当額を控除して得られた額の 100 分の 10 に相当する額）を違約金として、発注者の指定する期間内に支払わなければならない。この場合において、違約金を上回る損害が発注者にあるときは、受注者は、その損害額を発注者に賠償しなければならない。

５　受注者は、発注者がこの契約に違反し、その違反によって受注者がこの契約に基づく債務を履行できないときは、その旨を発注者に通知することによりこの契約を解除することができる。

（損害賠償）

第 19 条　受注者は、前条第４項後段に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、その

損害を発注者に賠償しなければならない。ただし、第２号の規定に該当する場合において受注者が発注者に賠償する額は、受注者が当該第三者に対して停電により通常負うこととなる損害賠償義務の範囲に限るものとする。

（１）　天災その他受注者の責めに帰さない理由による停電の場合を除き、停電により受注者が発注者に損害を与えたとき。

（２）受注者の責めに帰すべき理由により生じた停電により第三者が損害を被った場合において、発注者が当該第三者にその損害額を支払ったとき。

（契約解除による料金の精算）

第 20 条　発注者が第 18 条第１項の規定によりこの契約を解除したときは、受注者が履行した部分に相当する金額をもって精算する。

（談合その他不正行為に対する措置）

第 21 条　第 19 条第１項に定めるもののほか、発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

（１）　公正取引委員会が、この契約に係る入札に関して、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 49 条第１項に規定する排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。ただし、独占禁止法第 77 条の規定により、審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。

（２）　公正取引委員会が、この契約に係る入札に関して、独占禁止法第 50 条第１項に規定する納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。ただし、独占禁止法第 77 条の規定により、審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。

（３）　受注者に違反行為があったとして行った公正取引委員会の審決に対し、受注者が独占禁止法第 77 条の規定により審決の取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

（４）　受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の６若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第１項若しくは第 95 条第１項第１号の規定に該当し、刑が確定したとき。

２　受注者は、前項の規定により発注者が契約を解除したときは、総契約金額の 100 分の 10 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

（賠償額の予定等）

第 22 条　受注者は、前条第１項各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、総契約金額の 100 分の 20 に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。この契約の履行が完了した後においても、同様とする。ただし、同項第１号から第３号までの規定のうち、審決の対象となる行為が、独占禁止法第２条第９項に基づく不公正な取引方法（昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号）第６項で規定する不当廉売の場合は、この限りでない。

２　前項の場合において、発注者に生じた実際の損害額が、総契約金額の 100 分の 20 に相当する額を超

える場合には、受注者は、超過額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

３　受注者が前２項に規定する額を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年 2.7 パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

（予算の減額又は削除に伴う解除等）

第 23 条　この契約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の３の規定による長期継続契約とし、発注者は、契約期間中であっても、この契約を締結した翌年度において、この契約に係る歳出予算の減額又は削減があった場合は、この契約を変更し、又は解除することができる。

２　前項の規定によりこの契約を変更し、又は解除した場合において、受注者に損害が生じたときは、発注者は、受注者に対して損害賠償の責めを負うものとする。この場合における賠償額は、発注者及び受注者が協議して定めるものとする。

（定めのない事項等）

第 24 条　この契約に定めのない事項については、受注者が定める規程等があるときは規程等によるものとる。ただし、規程等ないとき又は疑義が生じたときは発注者及び受注者が協議の上これを定めるものとする。

この契約の締結の証として本書２通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各々その１通を保有する。

令和３年　　月　　日

（発注者）野洲市小篠原 1094 番地

市立野洲病院　病院長　福山　秀直

（受注者）

（様式１）

一般競争入札参加資格審査申請書

令和　　年　　月　　日

（提出先）市立野洲病院　病院長

所在地

商号又は名称

代表者(役職･氏名)　　印

令和３年３月 10 日付で入札公告のあった市立野洲病院及び旧中主ふれあいセンター電力調達に係る入札参加資格について、次の書類を添えて申請します。

なお、入札参加資格の全ての要件を満たしていること及び本申請書並びに添付書類の記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

また、令和２年度野洲市物品供給・役務提供業者一覧表に登載されて（□います・□いません)。(いずれかの□にチェックしてください。)【受付番号　Ｂ－　　】

（添付書類）

番号	添付書類名
1	業務履行実績調書（様式２）
2	小売電気事業登録が確認できる書類
3	使用印鑑届（様式３）
4	委任状（様式４）※本社から受任する場合
5	商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）（写し可）
6	都道府県税納税証明書（未納がないことの証明書）
7	国税（法人税、消費税及び地方消費税）の納税証明書（その３の３）（写し可）
8	印鑑証明書（写し可）
9	誓約書（野洲市暴力団排除条例関連、代表者印（実印）を押印）
10	会社役員名簿（野洲市暴力団排除条例関連）

注）令和２年度野洲市物品供給・役務提供業者一覧表に登載されている場合は、上記書類のうち３～10 については、提出不要です。

（申請担当者）
所属部署：
氏　　名：
ＴＥＬ：
ＦＡＸ：

（様式２）

業務履行実績調書

会社名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

業務名称等	業務名		
	発注機関名		
	契約金額		
	履行期間	自　　年　　月　　日 至　　年　　月　　日	自　　年　　月　　日 至　　年　　月　　日
業務概要		①電気方式： ②受電電圧： ③標準周波数： ④受電方式： ⑤契約電力：	①電気方式： ②受電電圧： ③標準周波数： ④受電方式： ⑤契約電力：

注１　公告において明示した業務の履行実績例（代表的なものを２件以内）について記載すること。

注２　官公庁が発注した電力供給業務で、12 カ月以上継続して履行した、又は履行する予定（契約済み）の供給実績を記入すること。

注３　上記の業務内容が確認できる履行証明書又は契約書の写し等を添付すること。

注４　契約金額については、履行期間における総額とすること。

（様式３）

使　用　印　鑑　届

使用印　　実印

上記の印鑑は、入札見積りに参加し、契約の締結並びに代金の請求及び受領のために使用したく、お届けします。

令和　　年　　月　　日

本社　　所　在　地

商号又は名称

代表者職氏名　　実印

受任地　　所　在　地

（支店等）　　商号又は名称

代表者職氏名　　印

（様式4）

委　任　状

受 任 者（代 理 人）		受任者使用印
所在地(住所) 商号又は名称 代表者の氏名		

上記の者を代理人と定め、下記事項に関する一切の権限を委任します。

記

委任事項
1. 入札及び見積に関する件
2. 契約締結に関する件
3. 入札保証金及び契約保証金の納付及び還付に関する件
4. 契約代金の請求に関する件
5. 復代理人の選任に関する件
6. その他契約に関する一切の件

委任期間
令 和 3 年 3 月 10 日　から　最終支払い月分の請求が完了するまで

令和　　年　　月　　日

契約担当者
市立野洲病院　病院長　福山　秀直　様

所 在 地 （ 住 所 ）

（委任者） 商 号 又 は 名 称

代 表 者 の 氏 名

㊞

※本社から受任する場合に提出すること。

※入札時の委任状には使用不可とする。

（様式５）

入　　札　　書

入　札　金　額	十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

業　　務　　名	市立野洲病院及び旧中主ふれあいセンター電力調達
履　行　場　所	野洲市内
入札保証金額	免　　除

上記の件について、日本国の法令及び野洲市契約規則を遵守し、仕様書等並びに現場等熟知のうえ、上記の金額をもって入札します。

令和　　年　　月　　日

入札者　所在地（住所）

商号又は名称

代 表 者 氏 名　　㊞

（代理人氏名）　　㊞

契約担当者

市立野洲病院　病院長　福山　秀直　様

※注意

（１）金額は訂正しないこと。

（２）入札書には、消費税および地方消費税を含む電気料金の予定総額を記載すること。

（３）上記記載の金額と入札書積算内訳書（様式６）の合計金額は必ず一致させること。一致しない場合は無効となります。

入 札 者 名

電 力 調 達 入 札 内 訳 書

	施 設 名 称	電 気 料 金
1	市立野洲病院	
2	旧中主ふれあいセンター	
合 計 金 額		

合計金額は各小計の合計金額で、入札書に記載の金額と必ず一致すること。

様式６

入札書積算内訳書

	常時電力（市立野洲病院）							
	基本料金			電力量料金			固有の割引額（円）	小計
	単価（消費税及び地方消費税額を含む）（円）	予定契約電力（kW）	基本料金（円）	単価（消費税及び地方消費税額を含む）（円/kWｈ）	予定使用電力量（kWｈ）	電力量料金（円）		電気料金（円）
令和３年７月		462			206,315			
令和３年８月		462			221,165			
令和３年９月		462			197,201			
令和３年10月		462			167,674			
令和３年11月		462			157,691			
令和３年12月		462			175,742			
令和４年１月		462			180,316			
令和３年２月		462			160,257			
令和４年３月		462			165,774			
令和４年４月		462			145,683			
令和４年５月		462			152,832			
令和４年６月		462			193,349			
合計					2,123,999			

※１　基本料金＝基本料金単価（消費税等含む）×予定契約電力×（１８５％－予定力率１００％）で計算する。

※２　電力量料金単価（消費税等含む）は、夏期７～９月は同一料金、その他期１～６月及び１０～１２月は同一料金とする。

※３　合計金額は各小計の合計金額で、入札書に記載の金額と必ず一致すること。

様式６

入札書積算内訳書

	常時電力（旧中主ふれあいセンター）							
	基本料金			電力量料金			固有の割引額（円）	小計
	単価（消費税及び地方消費税額を含む）（円）	予定契約電力（kW）	基本料金（円）	単価（消費税及び地方消費税額を含む）（円/kWｈ）	予定使用電力量（kWｈ）	電力量料金（円）		電気料金（円）
令和３年７月		56			6,877			
令和３年８月		56			9,275			
令和３年９月		56			10,411			
令和３年10月		56			6,675			
令和３年11月		56			8,694			
令和３年12月		56			10,299			
令和４年１月		56			11,709			
令和４年２月		56			12,542			
令和４年３月		56			8,696			
令和４年４月		56			8,100			
令和４年５月		56			6,163			
令和４年６月		56			6,823			
合計					106,264			

※１　基本料金＝基本料金単価（消費税等含む）×予定契約電力×（１８５％－予定力率１００％）で計算する。

※２　電力量料金単価（消費税等含む）は、夏期７～９月は同一料金、その他期１～６月及び１０～１２月は同一料金とする。

※３　合計金額は各小計の合計金額で、入札書に記載の金額と必ず一致すること。

（様式７）

委　　任　　状

代　理　人　氏　名	代理人使用印

上記の者を代理人と定め、下記業務の入札及び見積に関する一切の権限を委任します。

記

業　務　名　：　**市立野洲病院及び旧中主ふれあいセンター電力調達**

令和　　年　　月　　日

契約担当者

市立野洲病院　病院長　福山　秀直　様

所在地（住所）

商号又は名称

代表者（役職・氏名）　　㊞

質 疑 回 答 書

令和　　年　　月　　日

市立野洲病院及び旧中主ふれあいセンター電力調達について、下記のとおり質疑を提出します。

業者名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

担当者 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

連絡先　TEL ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

FAX ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

E-Mail ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（提出先）
市立野洲病院　企画管理課
TEL　077-587-5559
FAX　077-587-5004
E-Mail　tnishida@yasu-hp.jp

番号	仕様書項目	質 疑 事 項	回 答
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

誓　　約　　書

私は、下記の事項について、事実と相違ないことを誓約します。

記

１　自己または自社もしくは自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者ではありません。

（１）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

（２）暴力団員（法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

（３）自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者

（４）暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者

（５）暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

（６）上記（１）から（５）までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

２　１の（２）から（６）に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体または個人ではありません。

令和　　年　　月　　日

市立野洲病院　病院長　様

所在地：

商号または名称：

代表者職氏名：　　印（実印）

会社役員名簿

番号	法人名、商号、名称等 （法人・団体等のみ記載）	所　在　地 （個人の場合は、住所）	役職名 （法人・団体名等のみ記載）	フリガナ	氏　名 （漢字表記）	生年月日				性別	備考
						元号	年	月	日		
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											

＊１ 個人の場合はその者、法人の場合は登記事項証明書（商業登記簿謄本）の「役員に関する事項」に記載のあるすべての者について記載してください。
なお、役員以外であっても、野洲市との取引上の一切の権限を委任された代理人（支店長等）についても記載してください。
個人の場合、役職名は空欄としてください。
＊２ フリガナは半角（苗字名前の間に半角スペース有）で記載してください。（例：野洲　太郎　→　ﾔｽ ﾀﾛｳ）
＊３ 氏名（漢字表記）は全角（苗字名前の間に全角スペース有）で記載してください。（例：野洲　太郎）
＊４ 生年月日の元号は半角で次のとおりとしてください。【明治：「M」、大正：「T」、昭和：「S」、平成：「H」、令和：「R」】
年月日は半角算用数字で記載してください。
＊５ 性別は全角で次のとおりとしてください。【男性：「M」、女性：「F」】
＊６ 行が不足する場合は、適宜追加してください。